

害することになるとする具体的な根拠を明示して、個々具体的に権利侵害の内容を明らかにすべきであり、相当の合理的な理由が認められなければならない。そのことを全く指摘しないで抽象的・一般的に理事の権利侵害に当たるとの実施機関の解釈は、拡大解釈である。

イ 条例第7条第2号及び第3号該当性について

(ア) 個人情報及び法人情報について、それが個人及び法人の事業情報であっても、個人のプライバシーや法人の事業活動のノウハウなど保護対象に該当するもの以外の情報は公開すべきものであり、水協法に定める組合は、通常の経済活動を行う営利法人ではなく、特殊な法人であり、税金も投入されており、公開の幅は広げられるべきである。

仮に非公開決定の場合においても、その範囲は、具体的・限定的にすべきものであり、抽象的理由をもって、全てを一律に非公開とすることは、法律・条例の適正な解釈を拡大解釈して問題である。

(イ) 実施機関は非公開理由説明書において、「法人に関する情報で、当該法人の正当な利益を害すると認められるものが含まれるため」に非公開としているが、「害するおそれ」があるかの判断に当たっては、法人又は個人には様々な種類、性格のものがあ、その権利・利益の内容、性質などに応じて当該法人の憲法上の権利の保護の必要性、当該法人と行政との関係などを十分に考慮して適切に判断する必要がある、法的保護に値する蓋然性が求められている。百歩譲っても、事業活動の機密事項や生産技術上の秘密に属するものではなく、今回の場合は非公開に当たらない。

ウ 条例第7条第6号該当性について

(ア) 実施機関は、「正確な事実の把握を困難にするおそれがある」として非公開としているが、単なる「おそれがある」との理由で、法律・条例を拡大解釈することは、情報公開条例の趣旨に反するものである。

そもそも、なぜ「後日公開される可能性がある」のか、「正確な事実の把握を困難にするおそれがある」のか、全く不可解であり、個々の事案について具体的に認定することによって、はじめて、個々の事案が「おそれ」に繋がるのか検討されるべきものであり、一律的に適用除外に当てはめるのは、条例の拡大解釈であり、問題である。

(イ) 県の指導監査に基づき提出された資料は法律に義務付けされたものであり、「公にしないこと」を条件で任意に提出されたものではなく、基本的には公開を前提とすべきである。

(ウ) 県の指導監査は法律に基づくものであり、実施機関が「指導監査の事務又は事業の適切な遂行に著しい支障が生じる可能性がある」とすることは、県自体が指導監査の意義を著しく薄めるものである。

さらに、「おそれ」についても、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が強く求められているものである。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書、意見陳述等による主張の要旨は次のとおりである。

(1) 条例第7条第1号該当性について

ア 水協法第40条第11項及び第50条の4第4項により、漁協の組合員は決算関係書類及び総会議事録の閲覧請求ができる。一方で、組合の理事は正当な理由があればそれを拒むことができる。実施機関が指導監督の必要から規則に基づいて提出を受けた当該公文書を開示すれば、理事の当該権利を侵害することになる。

したがって、条例第7条第1号に該当する。

イ この点について、異議申立人は、水協法第40条第11項後段を県が拡大解釈し、理事の拒否権を抽象的・一般的なものとしたとして適正な解釈ではないとしている。

当該条文の反対解釈をすれば、組合の理事は正当な理由を具備すれば開示を拒むことができるという法規範が一般的に成り立つのであり（水協法第130条第1項第13号は、同法第40条第11項及び第30条の4第4項の規定に違反して、正当な理由がないのに開示を拒んだ場合に科料に処すると定めているので、水協法は正当な理由の有無によって非開示の許容性に差異が生じると考えられる）当該「具体的な理由」を個々具体的に明らかにするものではない。

ウ 水協法第40条第11項第1号及び第50条の4第4項の規定は、いずれも組合員又は組合の債権者に限って閲覧ができるとされており、組合員及び組合の債権者以外が閲覧することを認めていない。このように法律で閲覧者が限定されている文書について、組合で閲覧できなくても県でできるというのは、不適當である。

(2) 条例第7条第2号該当性について

ア 業務報告書には、役員及び組合員組織の代表者の氏名が記載されており、これらは個人に関する情報で特定の個人が識別される。また、代表理事組合長の氏名、住所及び資格は水協法第101条第2項の規定に基づき登記事項として公になっているがその他の者の氏名は公表されていない。

イ 総会等の議事録には、役員の氏名、住所及び印影並びに発言者等の役職、所属地区名及び氏名が記載されており、役員の氏名、住所のうち大字名及び番地、印影並びに発言者等の役職、所属地区名及び氏名は個人に関する情報で特定の個人が識別される。また、代表理事組合長の氏名は水協法第101条第2項の規定に基づき登記事項として公になっているがその他の者の氏名等は公表されていない。

ウ 総会等の議事録には、理事及び監事の報酬並びに役員の退任慰労金の額が記載されており、これらは他の情報とあわせ、各理事及び監事の報酬並びに役員の退職慰労金が容易に推測され、個人に関する情報が明らかになる。

(3) 条例第7条第3号該当性について

ア 総会議事録及び業務報告書には、法人に関する情報で、当該法人の正当な利益を害すると認められるものが含まれている。

総会議事録には、合併に関する事項や合併後の漁業協同組合（以下「 」という。）に関する情報があるが、実施機関としては、合併に関する事項については公の情報という認識はない。

また、組合の合併というのは企業の合併と同じように、非常に各組合が様々な事情を踏まえた、度重なる交渉の中で成立しており、その成果が今回の情報の中に含まれている合併総会資料となる。これらの情報は合併の機微に触れる、非常にナイーブなものであり、公開した場合にどのような不利益が生ずるかについて実施機関としては具体的には説明しがたいが、合併後であっても不利益が生じるという懸念がある。

合併後の はディスクロージャー誌により事務や財産の状況に関する情報を公衆の縦覧に供しているが、 の経営基盤等に関しては、公示が義務付けられておらず、又 も地区（合併前の漁協）別に表示したものの公示は義務付けられていない。

水産業協同組合は漁民や水産加工業者の経済的、社会的地位の向上を図ることを目的としており、組合の運営いかんは多数の関係者に重大な影響を及ぼすほか、漁業協同組合は排他的な漁業権という権利を付与されているので、その意味で公共的な性格も持っている。しかし、他方で総合事業体として私企業と同じように営業上の争いをする立場にあり、法律で求められていないような競争性の高い地区別の情報まで開示すべきではないと判断する。

イ 業務報告書には、出資先及び金額が記載されている。これらを公開すると、当該法人にとって出資元・金額が明らかになることにより、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

ウ 業務報告書には が実施した各事業の状況、損益計算書及び附属計算書、事業別原価報告書、事業計画、収支予算書及び附属計算書、並びに事業別原価予算書が記載されているが、これらは合併後の の情報であるといえる。 は協同組織であるとともに、総合事業体である。組合員のために実施する事業の多くは、他の事業者の参入が排除されてはいない。業務報告書の本部分により、他の競合する業者は、 の地区における の具体的な取引規模・内容等が容易に把握でき、その結果、 は多くの事業分野で競合する業者との競争において不利益が生じたり、物品の購入や魚介類の販売等において不利な条件での取引の強要や取引の停止等の不利益が生じる可能性がある。

エ 業務報告書中の地区内漁業の概況には所属漁船数、水揚数量及び水揚金額（全体・属地）並びに漁業種類別月別漁獲高が記載されている。これらの情報を公開すると経営体が特定され、漁業を営む個人または法人の経営情報が明らかになり当該個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

特に「カニ類」は漁業種類別ではほぼ「カニ籠漁業」により採捕され、「カニ籠漁業」は経営体が限定されることから当該漁業を営む個人または法人の経営情報が明らかになり当該個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を

害するおそれがある。「その他」は逆算により「カ二類」の数値が明らかになる。
オ 総会議事録には取引先の金融機関名が記載されている。これら預入先金融機関の取引先が明らかになると、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害することになるおそれがある。

カ 総会議事録には 〃〃〃〃〃〃の事業計画書及び概況報告があり、当該支店の事業の説明、貯金残高及び計画、貸出金残高及び計画、並びに定期貯金等の取扱実績が記載されている。これらの情報は 〃〃〃〃〃〃とは別組織である 〃〃〃〃〃〃（後に 〃〃〃〃〃〃に包括承継）に関する資料であるが、 〃〃〃〃〃〃の地区における 〃〃〃〃〃〃の信用事業の状況が容易に推測され、その結果、信用事業で他の競合する業者との競争において不利益が生じるおそれがある。

(4) 条例第7条第6号該当性について

実施機関は漁協に対して行う指導監督に必要な資料として、漁協に対し総会の議事録及び業務報告書の提出を義務付けている。議事録及び業務報告書には、記載内容について組合の判断に委ねられた部分があり、後日公開される可能性があるとして、正確な事実の把握を困難にするおそれが生じることになる。その結果、実施機関が行う指導監督の事務又は事業の適切な遂行に著しい支障が生じる可能性があるとして認められる。

現在、議事録は細かいことまで記載してもらっている。どこに法律の根拠があるのか言われることもあるが、できる限り任意に協力してもらっている。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、水協法第58条の2の規定により各事業年度ごとに監督官庁である実施機関に提出された 〃〃〃〃〃〃の平成16年度及び平成17年度の各業務報告書及び総会議事録である。

(3) 条例第7条第1号該当性について

本号は、法令及び条例の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基

づく政令の規定による指示により公開することができない情報については非公開とすることを定めたものである。

実施機関は、正当な理由なく拒むことができないとの水協法の規定の反対解釈から、正当な理由があれば拒むことができる権限が組合の理事にあり、実施機関が公文書を公開すると組合の理事の権限を侵害することになると主張している。

しかしながら、水協法第 40 条第 11 項及び第 50 条の 4 第 4 項の規定では、組合員が総会や決算等についての文書の請求をするときに、理事は正当な理由なく拒んではならないが、例外的に、正当な理由ではなく不当な請求に対しては拒否できるとしているのであって、正当な理由での請求には原則として必ずこれに応えなければならないというのが条文の趣旨である。

実施機関の解釈は、組合の理事に開示の権限があり、その権限を守るために公開できないということであり、法の趣旨からして全く背理している。

確かに、水協法では第三者に対してまで閲覧に供する規定はない。また、不当な開示請求に対してこれを拒否する権限を組合の理事に与えている。しかしながら、水協法上の条文からは実施機関に対する情報公開請求において、実施機関が公開してはならないことが定められていないことは明白であり、審査会としては法律上、実施機関が主張する根拠は見いだせない。

よって、条例第 7 号第 1 号には該当しないと判断する。

(4) 条例第 7 条第 2 号該当性について

本号は、基本的人権を尊重し個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報は原則として非公開とすることを定めたものである。

当審査会が対象公文書を見分したところ、個人に関する情報としては、議事録及び業務報告書の理事の氏名及び住所（うち大字名及び番地）、監事の氏名、住所及び印影、総会等において発言している者の役職、所属地区名及び氏名、並びに組合員組織の代表者の氏名、理事及び監事の報酬並びに役員の退任慰労金の額が認められた。

これらのうち、役職、氏名、住所のうち大字名及び番地並びに印影については特定の個人が識別される情報であるので、条例第 7 条第 2 号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと判断される。

しかし、代表理事組合長の氏名・住所は、登記簿等により公にされている情報であり、条例第 7 条第 2 号ただし書アに該当すると判断される。

次に、総会等において発言している者の所属地区名及び所属団体名については個人に関する情報ではあるが、他の情報と組み合わせることによって特定の個人が識別できる情報となるのであって、地区名のみでは特定の個人が識別できる情報とは言えないので、条例第 7 条第 2 号には該当しない。

また、理事及び監事の報酬並びに役員の退任慰労金の額は、実施機関が主張するように公開することにより理事及び監事に対する報酬額等が推測され、個人の財産が明らかになるおそれがあると言えなくもないが、報酬額等については総額

これらの情報は 〃 の情報であるが、合併後の 〃 の情報であると認められる。これらの事業は他の事業者と競合しており、競合する事業者は、〃 の地区における漁業協同組合 〃 の具体的な取引規模・内容等が容易に把握でき、その結果、〃 は多くの事業分野で競合する業者との競争において不利益が生じるおそれがあると認められる。

なお、貸借対照表及び損益計算書の大科目の金額並びにこれらに連動する附属書類の金額については、これらの情報をもって組合の詳細な事業実態までは把握することは困難であり、非公開とする理由はない。

ウ 附表2の地区内漁業の概況に記載されている所属漁船隻数・トン数・馬力数、水揚数量及び水揚金額（全体・属地）並びに漁業種類別月別漁獲高

漁業種類別の水揚げ数量及び水揚げ金額等の表があるが、隻数の少ない欄があり、これらを公開すると経営体が特定され、漁業を営む個人または法人の経営情報が明らかになり当該個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

しかし、所属漁船隻数等については、漁船法（昭和25年5月13日法律第178号）第21条の規定より何人も漁船登録の謄本の交付申請が可能であり、登録簿を集計すれば得られる情報であるため、非公開とする理由はない。

エ 総代会議事録の預入先金融機関の取引先

預入先金融機関の取引先が明らかになると、その権利、競争上の地位その他正当な利害を害することになるおそれがあると認められる。

オ 総代会議事録の 〃 の事業計画書及び概況報告の当該支店の事業の説明、貯金残高及び計画、貸出金残高及び計画、並びに定期貯金等の取扱実績

これらの事業は他の事業者と競合しており、競合する事業者は、〃 の地区における 〃 の信用事業の状況が容易に推測され、その結果、信用事業で他の競合する事業者との競争において不利益が生じるおそれがあると認められる。

カ 法人代表者の印影

法人の内部管理に関する情報であり、取引上又は法律上重要な役割を持っているものであり、取引関係にない一般県民に対してまで広く公開することを当該法人が予定しているとは考えられず、公開することは当該法人等の正当な利益を害することとなる。

よって、本件対象公文書のうち、別表に掲げる部分（出資先及び金額、並びに 〃 が実施した各事業の状況説明・グラフ・件数・金額等、並びに貸借対照表及び損益計算書の中・小科目及び附属明細書及び附表に係る金額・数量・説明文等、並びに事業計画及び収支予算書及び附属明細書及び事業別原価予算書に記載されている金額・数量・説明文等、並びに総代会議事録の預入先金融機関の取引先、並びに総代会議事録の 〃 の事業計画書の説明文・グラフ・金額、並びに法人代表者の印影）は、条例第7条第3号に該当し、同号ただし書に該当しないと判断される。

(6) 条例第 7 条第 6 号該当性について

本号は、県等が行う監査・検査・契約等の事務・事業に関する情報について、当該事務の内容及び性質からみて、公開することにより当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合には非公開とすることを定めたものである。

本件対象公文書は実施機関が水協法上の監督官庁として、必要な規制権限、指導権限を行使するために保有しており、業務報告書については水協法第 58 条の 2 の規定により組合は実施機関へ提出しなければならないとされ、総会議事録については、水協法施行細則により実施機関が組合に対して総会又は総代会の議事録の謄本及び総会又は総代会に提出した資料を提出しなければならない(同施行細則第 16 条)とされている。

これに対し、実施機関は、後日公開される可能性があるとして、漁業協同組合が提出しなければならない業務報告書及び総会議事録等において、漁業協同組合の記載に対する姿勢が消極的になり、正確な事実の把握を困難にするおそれが生じると主張している。

しかしながら漁業協同組合には、漁業法に基づく排他的権利としての漁業権があり、漁業振興を目的とした補助金等が投入されることもあり、しかも組合組織における出資者の権利や利益を守るため行政機関の管理監督を受ける立場にあることから、事業活動自体に民間企業とは異なる公共性が認められる側面があるといえる。この点を勘案すれば、実施機関としては条例に基づく住民からの情報公開請求に対しては積極的に応じるべきであると考えられる。

この立場からは、法に基づき指導監督官庁に提出された情報の公開を行った結果に対する実施機関が抱く懸念は、正確な事実把握のために適正な指導監督を行う権限を行使しうる指導監督官庁の立場を考えれば認めることはできない。また、組合側には、必要な情報の提出義務があるにもかかわらず提出しないということは当然許されることではないことは法令上明らかである。

したがって、実施機関が行う指導監督の事務又は事業の適切な遂行に著しい支障が生じる可能性があるとは認められない。

よって、条例第 7 号第 6 号には該当しないと判断する。

(7) 以上から、冒頭「 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第 1 0 4 号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成 2 2 年 1 月 4 日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成 2 2 年 5 月 6 日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 2 2 年 5 月 1 3 日 (審査会第 1 回目)	審議
平成 2 2 年 5 月 3 1 日 (審査会第 2 回目)	異議申立人の意見書を受理
平成 2 2 年 6 月 1 0 日 (審査会第 3 回目)	審議
平成 2 2 年 7 月 1 5 日 (審査会第 4 回目)	実施機関から意見聴取
平成 2 2 年 8 月 2 6 日 (審査会第 5 回目)	異議申立人から意見聴取
平成 2 2 年 9 月 1 6 日 (審査会第 6 回目)	審議
平成 2 2 年 1 0 月 1 4 日 (審査会第 7 回目)	審議
平成 2 2 年 1 1 月 2 5 日 (審査会第 8 回目)	審議
平成 2 2 年 1 2 月 2 1 日 (審査会第 9 回目)	審議
平成 2 3 年 2 月 2 4 日 (審査会第 10 回目)	実施機関から意見聴取
平成 2 3 年 3 月 1 5 日 (審査会第 11 回目)	審議
平成 2 3 年 4 月 1 4 日 (審査会第 12 回目)	審議
平成 2 3 年 5 月 2 6 日 (審査会第 13 回目)	審議
平成 2 3 年 6 月 1 0 日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
笠岡 耕助	元(株)山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部準教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
古津 弘也	弁護士	H22.10.2まで
本藤 三世子	(財)しまね女性センター経営委員	
丸山 創	弁護士	H22.10.3から

別表

項 目	略号	非公開とすべき部分
1 代表理事組合長を除く理事及び監事の氏名	公1	10ページの下の中中の氏名の欄の2行目から19行目まで
	公1	11ページの上の中中の氏名の欄
	公3	10ページの下の中中の氏名の欄の2行目から19行目まで
	公3	11ページの上の中中の氏名の欄
	公4	1ページの9行目12文字目から11行目まで
	公4	1ページの12行目12文字目から行末まで
	公4	1ページの13行目12文字目から行末まで
	公6	1ページの11行目12文字目から14行目まで
	公6	1ページの15行目12文字目から行末まで
	公6	1ページの16行目12文字目から行末まで
公6	1ページの17行目12文字目から行末まで	
2 新役員の名簿の理事及び監事の大字以降の住所及び氏名	公4	11ページの名簿中の住所欄の内の大字以降の住所、及び氏名
	公4	役員推薦会議結果報告の名簿中の住所欄の内の大字以降の住所、及び氏名
3 議事録署名欄の議長、理事及び監事の氏名	公4	13ページの議事録署名人の氏名(代表理事組合長を除く。)
	公5	最終ページ(11)の議事録署名人の氏名(代表理事組合長を除く。)
4 監事の氏名及び印影	公4	監査報告書の代表監事及び監事の氏名及び印影
5 組合員組織の代表者名	公1	12ページの表中の代表者名の各欄
	公3	11ページの下の中中の代表者名の各欄
6 発言者等の職名及び氏名	公4	2ページ2行目の行頭から8文字目まで
	公4	2ページ4行目の6文字目から9文字目まで
	公4	2ページ7行目の10文字目から17文字目まで
	公4	4ページ19行目の12文字目から20文字目まで
	公4	4ページ20行目の31文字目から21行目8文字目まで
	公4	5ページ4行目の行頭から7文字目まで
	公4	5ページ10行目の23文字目から30文字目まで
	公4	5ページ16行目の行頭から10文字目まで
	公4	5ページ17行目の28文字目から18行目2文字目まで
	公4	5ページ19行目の13文字目から19文字目まで
	公4	6ページ19行目の行頭から8文字目まで
	公4	7ページ14行目の行頭から6文字目まで
	公4	8ページ10行目の行頭から9文字目まで
	公4	8ページ20行目の行頭から4文字目まで
	公4	9ページ1行目の行頭から4文字目まで
	公4	9ページ11行目の行頭から6文字目まで
	公4	9ページ19行目の11行目から20行目の13文字目まで
	公4	10ページ1行目の4文字目から11文字目まで
	公4	10ページ13行目の22文字目から25文字目まで
	公4	12ページ3行目の8文字目から14文字目まで
	公4	12ページ6行目の8文字目から21文字目まで
	公6	2ページの15行目行頭から8文字目まで
	公6	2ページの18行目7文字目から16文字目まで
	公6	3ページの3行目行頭から6文字目まで
	公6	3ページから5ページの左側の職名及び氏名
	公6	5ページの13行目行頭から8文字目まで
	公6	6ページの7行目行頭から9文字目まで
	公6	6ページの13行目19文字目から22文字目まで
	公6	7ページの10行目行頭から12文字目まで
	公6	8ページの2行目行頭から7文字目まで
公6	8ページの5行目3文字目から8文字目まで	
公6	8ページの10行目4文字目から5文字目まで	
公6	9ページの1行目行頭から6文字目まで	
7 臨時総会提出議案説明書の設立委員の氏名(職名)	公5	2ページ 臨時総会提出議案説明書18行目7文字目から17文字目まで
	公6	5ページの18行目19文字目から27文字目まで
8 出資先の名称及び処理内容	公1	2ページの表中の「処理事項」欄の14行目10文字目から19文字目まで
9 損益計算書附属明細書の外部出資の内、系統外出資先の名称等	公1	30ページの上の中中の系統外出資先名並びに当該出資先に対する前年度未残高、本年度増加額、本年度減少額並びに本年度未残高の口数及び金額
	公3	28ページの上の中中の系統外出資先名並びに当該出資先に対する前年度未残高、本年度増加額、本年度減少額並びに本年度未残高の口数及び金額
10 各事業の状況の内、共済事業の事業の概況説明	公1	14ページ18行目から23行目まで
	公3	13ページ6行目から11行目まで
11 各事業の状況の内、共済事業の長期共済の新契約及び保有高	公1	15ページの上の中中の本年度新規契約高の件数及び共済金額
	公3	13ページの上の中中の本年度新規契約高並びに本年度未保有高の件数及び共済金額
12 各事業の状況の内、共済事業の長期共済の支払共済金の件数及び金額	公1	15ページの中の中中の件数及び共済金額
	公3	13ページの下の中中の件数及び共済金額

別表

項目	略号	非公開とすべき部分
13 各事業の状況の内、共済事業の短期共済の件数及び金額	公1	15ページの下の中での共済金支払高の件数及び金額
	公3	14ページの上の中での本年度契約高並びに共済金支払高の件数及び金額
14 各事業の状況の内、購買事業の概況説明	公1	16ページ3行目から7行目まで
	公3	14ページ6行目(表を除く。)から12行目まで
15 各事業の状況の内、購買事業買取購買の品目別の金額	公1	16ページの表中の品目別の各欄の金額並びに石油類の計、資材類の計、生活物資その他及び合計に係る「本年度受入高」欄及び「本年度供給高」欄の金額
	公3	14ページの下の中での金額の全部
16 各事業の状況の内、冷凍冷蔵事業の事業の概況	公1	18ページ3行目から5行目まで
	公3	16ページ3行目から5行目まで
17 各事業の状況の内、冷凍冷蔵事業の冷凍冷蔵の入出庫明細書及び冷凍保管料の金額並びに倉荷証券発行の件数及び金額	公1	18ページの上の中での入出庫明細書及び冷凍保管料の区分別の金額(冷凍保管料の合計額を除く。)
	公3	16ページの上の中での件数及び金額
18 各事業の状況の内、買取冷凍販売の冷凍イワシ他の前年度繰越高、本年度製造及び仕入高、本年末棚卸高並びに本年度販売原価の数量及び金額、並びに本年度販売高の数量	公1	18ページの中の中での数量及び金額(本年度販売高を除く。)
	公3	16ページの中の中での数量及び金額
19 各事業の状況の内、製氷事業の事業の概要の説明	公1	18ページ10行目(表を除く。)から15行目まで
	公3	16ページ7行目(表を除く。)から11行目まで
20 各事業の状況の内、製氷事業の水製造販売の前年度繰越高、本年度製造及び受入高、本年末棚卸高並びに本年度販売原価の数量及び金額、並びに本年度供給高の数量及び区分別の金額	公1	18ページの下の中での数量及び金額(本年度供給高の合計を除く。)
	公3	16ページの下の中での数量及び金額(本年度供給高の合計を除く。)
21 各事業の状況の内、製氷事業の水製造販売の区分別氷取扱数量	公1	19ページの上のグラフ及び表中の金額
	公3	17ページの上のグラフ及び表中の金額
22 各事業の状況の内、製氷事業の水販売数量推移表	公1	19ページの下でのグラフ
	公3	17ページの下でのグラフ
23 各事業の状況の内、利用事業の事業の概要	公1	20ページ3行目から6行目まで
	公3	18ページ3行目から6行目まで
24 各事業の状況の内、利用事業の利用施設の区分別の受入利用料	公1	20ページの上の中での金額
	公3	18ページの上の中での金額
25 各事業の状況の内、利用事業の魚類販売の品目別の前年度繰越高、本年度仕入高、本年度棚卸高、本年度供給原価並びに本年度供給高の数量及び金額	公1	20ページの中の中での数量及び金額
	公3	18ページの中の中での数量及び金額
25 各事業の状況の内、利用事業の魚類容器利用収入のイワシ用コンテナの計画、実績並びに増減の数量及び金額	公1	20ページの下の中での数量及び金額
	公3	18ページの下の中での数量及び金額
26 各事業の状況の内、指導事業の指導事業附表の漁船保険の種類別の本年度未契約残高並びに支払保険金の隻数及び金額	公1	22ページの下の中での隻数及び金額
	公3	20ページの下の中での隻数及び金額
27 貸借対照表の金額(中科目・小科目)	公1	23ページから24ページ
	公3	21ページから22ページ
	公5	12ページ第7号議案の別紙の左の表の金額及び13ページの表
28 附属明細書の出資金額及び積立金の内訳	公1	29ページの上の表
	公3	27ページの上の表
29 附属明細書の固定資産の科目別の取得価額、減価償却累計額、内本年度償却額及び差額帳簿価額	公1	29ページの下の中での金額
	公3	27ページの下の中での金額
30 本年度減少額に含まれる船舶の圧縮記帳額	公1	29ページの下の中での脚注の3行目24文字目から37文字目まで
	公3	27ページの下の中での脚注の3行目24文字目から37文字目まで
31 附属明細書の外部出資の収支先別の系統内団体の前年度未残高、本年度増加額、本年度減少額並びに本年度未残高の口数及び金額	公1	30ページの上の中での系統内団体の口数及び金額
	公3	28ページの上の中での系統内団体の口数及び金額
32 附属明細書の引当金の内訳の種類別の前年度未現在、本年度増加高、本年度減少高及び本年度未残高	公1	30ページの下の中での口数及び金額
	公3	28ページの下の中での口数及び金額
33 附属明細書の預け金の種類別の前年度未残高、本年度預け額、本年度引出額及び本年度未現在金額	公1	31ページの上の中での金額
	公3	29ページの上の中での金額
34 附属明細書のその他流動資産の科目別の前年度未残高、本年度増加額、本年度減少額及び本年度未残高	公1	32ページの上の中での金額
	公3	30ページの上の中での金額
35 附属明細書の信用事業譲渡特別資産の科目別の前年度未残高、本年度増加額、本年度減少額及び本年度未残高	公1	32ページの中の中での金額
	公3	30ページの中の中での金額
36 附属明細書のその他の固定資産の科目別の前年度未残高、本年度増加額、本年度減少額及び本年度未残高	公1	32ページの下の中での金額
	公3	30ページの下の中での金額
37 附属明細書の繰延資産の科目別の前年度未残高、本年度増加額、本年度減少額及び本年度未残高	公1	33ページの上の中での金額
	公3	31ページの上の中での金額
38 附属明細書の支払手形、経済事業未払金並びに賦課金借受金の科目又は部門別の前年度未残高、本年度増加額、本年度減少額及び本年度未残高	公1	33ページの中の中での金額
	公3	31ページの中の中での金額
39 附属明細書の当座借越及び長期借入金の借入先別の前年度未残高、本年度借入額、本年度償還額及び本年度未残高	公1	33ページの下の中での金額
	公3	31ページの下の中での金額
40 附属明細書の当座借越及び長期借入金の用途別の前年度未残高、本年度借入額、本年度償還額及び本年度未残高	公1	34ページの上の中での金額
	公3	32ページの上の中での金額
41 附属明細書のその他流動負債の科目別の前年度未残高、本年度増加額、本年度減少額及び本年度未残高	公1	34ページの中の中での金額
	公3	32ページの中の中での金額

別表

	項 目	略号	非公開とすべき部分
73	事業計画の販売事業の製氷事業の取扱目標の区分別の前年度繰越高、本年度製造又は仕入高、本年度売上高並びに本年度棚卸高の数量及び金額	公2	56ページの表中の数量及び金額
74	製氷能力	公2	56ページの表の脚注の9文字目から20文字目まで
75	事業計画の販売事業の利用事業の説明	公2	57ページの2行目から4行目まで
76	事業計画の販売事業の利用事業の取扱目標の区分別の個数及び金額	公2	57ページの表中の個数及び金額
77	平成17年度収支予算書の区分別の総合、共済、購買、販売、冷凍・冷蔵、製氷、利用及び指導の金額	公2	61ページから64ページの表中の特定部門の項目別金額
78	収支予算書附属明細書の事業管理費、その他収益並びにその他費用の損益計算書区分別及び内訳科目別の金額	公2	65ページから66ページの表中の金額
79	事業計画の冷凍冷蔵事業原価予算書の原価費用別の金額	公2	67ページの表中の金額
80	事業計画の製氷事業製造原価予算書の原価費用別の金額	公2	68ページの表中の金額
81	事業計画の販売事業の取扱目標の漁業種類別の内、底曳網漁業、定置網漁業及びかにかご漁業の数量及び金額	公2	54ページの上の表中の特定の漁業種類の取扱目標の取扱目標の数量及び金額
82	余裕金預入先金融機関の内、及び	公4	7ページの4行目21文字目から26文字目まで
		公4	7ページの5行目11文字目から26文字目まで
		公4	第35事業年度通常総代会提出議案の1ページ目の11行目6文字目から12行目9文字目まで
83	代表理事組合長の印影	公4	13ページの代表理事組合長の印影
84	事業計画書の事業の概況の説明	公4	第10号議案の別紙 の4行目から14行目まで
		公4	第10号議案の別紙 の上の表中の金額
85	事業計画書の貯金残高計画の種類別の金額	公4	第10号議案の別紙 の下の表中の金額
86	事業計画書の貸付金残高計画の種類別の金額	公4	第10号議案の別紙 の下の表中の金額
		公4	の概況報告中のグラフ
87	の概況報告	公4	の概況報告の14行目から31行目まで
		公4	

対象公文書	略号
平成16年度(第35期)業務報告書	公1
平成17年度事業計画書(公1に含まれている。)	公2
平成17年度(第36期)業務報告書	公3
第35事業年度通常総代会議事録謄本	公4
臨時総会次第	公5
臨時総会議事録謄本	公6